

(目 的)

第1条 本規程は、社団法人福岡経営者労働福祉協会（以下「本協会」という。）定款第20条の規定に基づき、役員報酬の支給について定めることを目的とする。

(役員報酬の意義)

第2条 本規程における役員報酬とは、本協会が役員に対し、役員としての業務の対価として払うものをいう。

(決定機関)

第3条 会長は、理事会の決議を経て、役員に報酬を支給する。

(報酬の種類)

第4条 役員報酬は、月額報酬とする。

2 月額報酬は、80万円以内とする。

3 使用人兼務役員報酬は、その業務の状況に応じて役員報酬と使用人給与に区分して支給する。ただし、特に区分の必要がないと認められるときは、役員報酬一本で支給することができる。

(通勤手当及び取扱)

第5条 役員には、その通勤実態に応じ、職員の通勤手当の支給基準に準じた手当を支給することができる。

(役員報酬の支払と控除)

第6条 役員報酬は、職員給与の支給日に支給する。

2 所得税、社会保険料等の控除及び本人からの申し出があった立替金、積立金等は、毎月の報酬から控除して支給する。

3 月の途中で役員に就任したとき、又は月の途中で役員を退任したとき、あるいは死亡したときは、報酬は日割計算で行うものとする。

(補 則)

第7条 本規程に定めるほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

1.本規程は、平成15年1月1日から施行する。

2.この改正規程は平成20年1月1日から施行する。

3.この改正規定は平成25年1月1日から施行する。

役員報酬規程

社団法人福岡経営者労働福祉協会